(目的)

第1条 この条例は、本市産の梅酒、日本酒、焼酎その他の酒類及び本市産の果実を原料とした飲料(以下「地元酒等」という。)による乾杯を推進することにより、地元酒等の普及促進を図り、もって市内産業の活性化に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、地元酒等による乾杯の推進に必要な措置を講ずるよう努める ものとする。

(事業者の役割)

第3条 地元酒等の生産,販売等に関する事業を行う者(以下「事業者」という。)は,地元酒等による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに,市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市及び事業者は、地元酒等による乾杯の推進に当たり、市民の協力が 得られるよう努めるものとする。

(嗜好等への配慮)

第5条 市,事業者及び市民は、この条例の実施に当たり、個人の嗜好及び 意思を尊重するよう配慮するものとする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。